

長泉町歩数アプリを用いた健康づくり事業業務 (公募型)プロポーザル募集要項

1 目的

町では、生活習慣病予防の観点から、働き盛り世代、子育て世代からの健康づくりへの取組みも必要であると考えている中、従来の来所型事業の取組みだけでは利用者が一部の方に限られてしまうという課題があります。しかし、医療費抑制の観点からも、来所型の教室等に参加しにくい方々に対し、運動習慣定着のための積極的な取組みが必要であると考えております。

そこで、新たな健康づくり施策として歩数アプリを活用し、住民が手軽に楽しみながら健康づくりに取り組むことを促進し、町民の行動変容および歩くことを継続することを目的とした事業を実施します。

事業者の選定は、目的達成のための仕掛けづくり、歩数アプリを活用した専門性、使用するアプリの操作性、町民を引きつけ継続させるアイデア等を重視し、質の高い事業の展開を求め、プロポーザル方式により選定します。

2 概要

- (1) 名称 長泉町歩数アプリを用いた健康づくり事業業務
- (2) 対象人数 18歳以上の町内在住・在勤者 500名
- (3) 期間 契約締結日から令和2年3月31日
※翌年度以降の実施は、今後検討していきます。
- (4) 業務内容 歩数測定アプリを活用して利用者の歩数情報を収集・管理し、継続を促すためのインセンティブを提供します。詳細は、別紙1「長泉町歩数アプリを用いた健康づくり事業業務仕様書」のとおりです。

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 長泉町入札参加資格を有するもの。
- (3) 企画提案書の提出期限において、長泉町の指名停止を受けていないこと。
- (4) 官公庁・他自治体における住民向け歩数アプリ関係業務の事業実績を有していること。
(直近5年分)

4 スケジュール(予定)

令和元年7月4日(木)	質問受付期限
7月11日(木)	質問回答期限
7月29日(月)	応募締め切り
8月9日(金)	提案説明審査
8月13日(火)以降	選定結果通知
8月14日(水)以降	契約

9月1日号または9月15日号 広報ながいずみで告知

10月中旬 歩数アプリスタート

3月上旬 参加者アンケート実施

3月中旬 歩数アプリ終了

3月末までに事業完了報告提出

5 予算上限額 2,500,000円(税込)

6 質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問がある場合は、様式2に記入の上、問い合わせ先までメールで提出してください。電話などによる個別の質問にはお答えできませんのでご注意願います。

質問の受付期間は、令和元年6月27日(木)から7月4日(木)17時までとします。

質問書の受付期間を過ぎたものは受け付けません。質問に対する回答は、公平性の観点から、随時、全申請者に対しメールにて回答します。なお、回答に対する再質問は受け付けません。

7 提案書の提出方法

1者につき1つの提案とします。

(1) 提出書類 ①企画提案申請書(「様式1」を使用)

②企画提案書(様式自由)

③見積書(様式3を使用。内訳書(様式自由)を添付。)

④会社概要(様式4)

⑤情報セキュリティに係る取得規格認証書の写し

⑥直近2年分の納税証明書

⑦直近2年分の決算書

※書類は原則A4サイズとしてください。

(2) 提出部数 正本1部、副本8部

次の書類は正本1部のみ提出してください。

・企画提案申請書

・会社概要

・情報セキュリティに係る取得規格認証書の写し

・直近2年分の納税証明書

(3) 企画提案書

様式は自由です。

別紙1「長泉町歩数アプリを用いた健康づくり事業業務仕様書」に記載事項の実施を基本として、以下の項目の内容を含めた形で企画提案書を作成してください。

①全体スケジュール・サービス利用のイメージ

②使用アプリの説明・歩数データ等の入手方法

- アプリの操作性、セールスポイント等
- ③利用者の興味を引き付ける手法
行動変容や継続を促す仕掛けの内容等
- ④特典に関する提案
特典の内容、提供方法等
- ⑤自治体に取り組むことのメリット
個人向けの類似フリーアプリと比較し、自治体に取り組むことのメリット等。
特に同社内で個人向けの類似アプリがある場合、自治体に取り組むメリットを明確に示してください。
- ⑥個人情報保護、情報セキュリティ対策
個人情報の管理体制や導入している情報セキュリティ対策、情報漏えいが生じた場合の対応策等
- ⑦事業の評価・検証
報告書の納品や町との協議等
- ⑧官公庁・他自治体における住民向け歩数アプリ関係業務の事業実績
(直近5年分)
発注者名、業務内容、金額、契約期間、参加人数等

- (4) 提出方法 持参または郵送とします。郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。
- (5) 提出期限 令和元年7月29日(月)17時

8 審査の実施について(提案説明)

審査は、提出された提案書を基に長泉町防災センター多目的室で実施します(長泉町中土狩827-1)。

- (1) 提案説明
- ・説明は15分以内とします。
 - ・提案書補足説明等プロジェクター使用可
 - ・提案内容に関する質疑(10分程度)
(審査員がすでに提案書を読んできているものとして説明してください。)
- (2) 審査出席者(提案者側)
- ・3名以内とします。
- (3) 審査実施に伴う注意事項
- ・審査時における説明は、提案書に記載された内容のみとし、それ以外の新たな提案は認めません。(新たな資料配布も不可)
- (4) 実施環境
- 下記の機材は当町にて用意します。
- ・プロジェクター1台(Canon LX-MU500)
 - ・スクリーン1面

- ・HDMI ケーブル : ELECOM DH-HD13A100BK
- ・電源一式(電源タップ含む)

※パソコンについては、提案者が用意すること。

9 選定の方法

(1) 選定の方法

選定については、長泉町プロポーザル方式実施要綱（平成 22 年告示第 1 号の 4）に基づき設置された、「審査委員会」において、面接審査により、事業者を選定します。

(2) 応募者の失格

応募者が以下のいずれかに該当した場合は、失格とします。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当する場合。

イ 本町及びその他の地方公共団体から指定取消処分を受けた法人・団体で、処分から 2 年を経過していない場合。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 11 年法律第 225 号）に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にある場合。

エ 国税及び地方税等を滞納している場合。

オ 会社更生法、民事再生法に基づく再生又は再生手続きを行っている場合。

カ 本町から指名停止措置を受けている場合。

キ 本町と現在係争中の場合。

ク 本審査委員会の委員が経営及び運営に直接関与している場合。

ケ 応募に関して、応募者の不正な行為が明らかになった場合。

コ その他選定審査会において不適切と判断された場合。

(3) 選定の基準

選定については、長泉町プロポーザル方式実施要綱（平成 22 年告示第 1 号の 4）第 8 条に規定する審査基準等を基本として、別紙 2 の選定基準に基づき、公正かつ適正に審査し選定します。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、申請書類を提出した応募者に対して文書にて通知します。

10 その他

(1) 応募にかかる費用、準備費等の支払いには応じられません。

(2) 事業内容は、発注者と協議の上、必要な見直しを行うことがあります。

(3) 応募書類等は返却しません。

(4) 提出書類の内容変更及び書類の追加はできません。ただし、町が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

(5) 応募書類提出後に辞退する場合は、書面（様式任意）にて提出してください。

(6) 審査の結果、すべての参加事業者が一定の点数(60点)に満たない場合は、選定しない場合があります。

(7) 町は事業終了後に事業完了届出が提出したのち、請求に基づき委託料を支払うものと

します。

- (8) 提案説明の前の応募資格審査で、不備があった場合は、提案説明前日までにご連絡いたします。

11 問合せ先

長泉町健康増進課健康企画チーム

〒411-0933 長泉町納米里 549 番地 長泉町健康づくりセンター内

電話：055-989-5575 FAX：055-986-8713

メール：zosin@nagaizumi.org